

台北駐日経済文化代表処 募集要項

募集する職種 及び人員	事務職員 正式採用 1 名、予備採用 2 名(予定)
応募資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中華民国国籍または日本国籍であること（日本国籍でない方は、日本における長期居留資格を有し、<u>留学ビザまたは更新が必要な就労ビザでないこと</u>）。男女不問。 2. 大学卒業以上。中国語及び日本語でコミュニケーションがとれ、残業可能であること。 3. 日本における自動車運転免許を保有しており、かつ事故歴が無いこと。 4. 過去に不良な記録が無いこと。
採用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第一段階：書類審査（通過者は第二段階へ）。 2. 第二段階：筆記試験（日中翻訳）、面接、実務試験（パソコン操作及び自動車運転技能など）。
仕事内容	当代表処のオフィス業務（オフィス環境の整備、情報の調査、什器管理などを含む）。
待 遇	中華民国外交部の定める給与体系などに基づいて給与を支給。
応募方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴書 1 部（A4 用紙に中国語または日本語で、氏名・年齢・国籍・学歴・経歴・日本の自動車運転免許の資格と運転経験・連絡先住所・電話番号を明記のこと。4cm x 5cm の顔写真 1 枚を貼付、もう 1 枚を同封する）。 2. 日本語または中国語で自己 PR 文 1 部（A4 用紙 500 字以内）。 3. 旅券のコピー、在留カードのコピー（日本国籍者は不要）、住民票（世帯全員記載）。 4. 最終学歴証明（卒業証書）のコピー、日本の自動車運転免許証のコピー。 5. 以上の書類を <u>2025 年 3 月 7 日までに当代表処</u>（〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2 台北駐日経済文化代表処人事室）宛てに<u>書留で郵送してください。上記期日を過ぎた場合、受け付けません。</u>尚、提出された書類は返却しませんので予めご了承ください。

試用期間及び 雇用期間	採用者は秘密保持誓約書に署名の上、試用期間は3ヶ月～6ヶ月。期間満了時に合格すると、1年間の契約となります。その後は、満了時に勤務態度が良好であれば、引き続き契約を更新します。
注意事項	<ol style="list-style-type: none">書類審査通過者には、電話にて筆記試験、面接及び実務試験の場所・日時を通知します。尚、書類審査未通過者には通知は致しません。正式採用者の出勤開始日は、別途通知します。予備採用者については、正式採用者が勤務できなかった場合、試験日から3ヶ月以内に当代表処より順次繰り上げ採用の通知を致します。問合せ先：03-3280-7804 人事室
採用者の出勤開始 予定日	2025年3月